

## 第4回 J-クレジット制度運営委員会 議事概要

J-クレジット制度運営委員会事務局

日 時：平成26年12月26日（金）13：30－15：30

場 所：経済産業省 別館1階 108会議室

委 員：新美委員長、山地副委員長、大塚委員、久貝委員、二宮委員、根本委員、橋本委員、前田委員、丸山委員、八木委員

事務局：

経済産業省：小見山室長、善明課長補佐

環境省：川上室長、伊藤室長補佐

農林水産省：作田室長、松下課長補佐

林野庁：牧野課長補佐

### 1. 追加性の評価の省略に関する審議

- ・追加性の評価の省略について事務局より説明した。審議の結果、追加性の評価の省略については、現行のままで見直しは必要ないことを承認した。

### 2. 制度文書の改定に関する審議

- ・制度文書の改定について事務局より説明した。審議の結果、提案された制度文書の改定を承認した。

### 3. 方法論の改定に関する審議

- ・新設のベースラインに関する方法論及び森林分野の方法論（F0-001 森林経営活動）の改定について事務局より説明。審議の結果、提案された方法論の改定を承認した。

### 4. 新規方法論（省エネルギー住宅の新築）の策定に関する審議

- ・新規方法論 EN-S-039（省エネルギー住宅の新築）について事務局より説明した。審議の結果、提案された新規方法論を承認した。

### 5. 今後のスケジュール（報告）

- ・今後のスケジュールについて事務局より説明した。

## 6. 委員の発言及び質疑

### <追加性の評価の省略に関する審議>

(二宮委員)

- ・現在対象となっている方法論については、引き続き追加性の評価を省略できることを理解した。他に追加性の評価を省略することが望ましい方法論はあるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・追加性を有する信頼度が 95%以上であることを示すためのデータが集まっていないため、新たに追加性の評価を省略する予定の方法論はない。

### <制度文章の改定に関する審議>

(1) 系統電力の排出係数について

(橋本委員)

- ・系統電力の排出係数については、限界電源排出係数と全電源排出係数が逆転している現状を踏まえると、今後も微妙な状況が続くと考えられるので、必要に応じて運営委員会にて議論をした方が良いと考える。

(事務局 (経済産業省))

- ・限界電源排出係数の公表が遅れていることが問題である。限界電源排出係数を算出するための統計情報をもつ、資源エネルギー庁には公表を早めるよう働きかけていきたい。当座の間は限界電源排出係数として全電源係数を用いることとするが、公表された限界電源排出係数と全電源排出係数との状況によっては、必要に応じて運営委員会に諮るようにしていく。

(2) 運営委員会の電磁的方法又は書面による開催について

(二宮委員)

- ・電磁的方法又は書面による開催については賛成である。制度文章の改定案には、「必要に応じて電磁的方法又は書面による開催とすることができる」とあるが、現在のところ開催の予定はあるのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・具体的な審議事項が生じた際にご相談をさせていただく。

### <方法論の改定に関する審議>

(1) 新設ベースラインに関する使用燃料の特定について

(大塚委員)

- ・方法論の改定案については問題ない。ただし、資料3の説明にある問題意識と、方法論の改定案の関係が分かりにくいので、補足の説明を加えた方がよい。

(事務局 (経済産業省))

- ・資料の公表の際に資料3に補足説明を加えさせていただく。

<新規方法論の策定に関する審議>

(二宮委員)

- ・住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムにおける、設計一次エネルギー消費量の計算根拠の詳細は明らかにされているのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・独立行政法人建築研究所のホームページにて計算根拠が公開されている。

(山地副委員長)

- ・電力使用量に余剰が出た場合はどのようにするのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・基準・設計一次エネルギー消費量においては、太陽光発電等による発電量を除いたエネルギー消費量を用いている。電力消費量はJ-クレジット制度の対象である自家消費量のみを用いており、余剰分(売電分)は除いている。

(山地副委員長)

- ・この方法論を使用するプロジェクトでは、1年ごとに認証を行うのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・基本的に1年ごとの認証を想定している。

(橋本委員)

- ・排出係数はその年の係数を使用するのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・認証申請時の最新の係数を使うことになっている。

(橋本委員)

- ・方法論の「4. ベースライン排出量の考え方」の<補足説明>に、「蓄電池等に供給された電力のうち住宅に再供給された電力については、プロジェクト実施後の対象住宅における電力使用量に計上してもよい」とあるが、計上することは義務付けられていないのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・再供給された電力使用量を計上しない場合、プロジェクト実施後の電力使用量が少なくなるため、クレジット量が減少し、保守的になる。そのため、計上しないことも認める形にした。

(前田委員)

- ・この方法論は、一軒家の住居のみを対象としているのか。居住目的以外の事務所などは対象とならないのか。

(事務局 (経済産業省))

- ・この方法論は、住居のみを対象としている。

(二宮委員)

- ・住宅の省エネルギー基準で算定の対象となっている家電が、実際の住宅の家電をどの程度カバーしているのかを教えてください。

(事務局（経済産業省）)

- ・資料4別紙2に示している家電が算定の対象となり、これらで一般家庭の家電を十分にカバーしている。

(新美委員長)

- ・住宅・住戸の省エネルギー性能の判定プログラムはどのくらいの頻度で改定されるのか。J-クレジット制度として、改定に合わせる形で方法論を改定することができるのか。

(事務局（経済産業省）)

- ・プログラムは半年に1回改定される予定。そのため、方法論をプログラムの改定内容に合わせて更新することができる。

以上

文責：事務局